

筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告

下記のとおり、筆界特定の申請が取り下げられたので、不動産登記規則第245条第4項の規定により、公告する。

令和8年8月26日

徳島地方法務局 筆界特定登記官

記

筆界特定手続の表示

手続番号	令和8年第13号
対象土地	徳島市助任本町五丁目2番1 徳島市助任本町五丁目2番6

手続番号	令和8年第14号
対象土地	徳島市助任本町五丁目2番1 徳島市助任本町五丁目4番8